

こんなときには届け出を

水道は、家ごとに(マンションやアパートの部屋も1つの家として取り扱います)市へ届け出をしてから使用することになります。次のような場合は水道課に連絡してください。

新しく水道を使うとき

- ▶ 家を新築したとき
- ▶ 引っ越してきたとき

水道の使用をやめるとき

- ▶ 引っ越しをするとき
- ▶ 家の改築や長い間留守になるときなどで、一時水道の使用をやめるとき

水道料金納付書などの送付先を変更するとき (納付書などの送付先変更)

水道工事の申し込み

行田市指定給水装置工事事業者へ申し込んでください。
手続きから施工まで一切のことを行います。

行田市指定給水装置工事事業者一覧

市内の指定給水装置工事事業者は市ホームページからご確認ください。



下水道 問 下水道課 ☎ 048-564-0303

下水道使用料

水道使用者の下水道使用料は、水道使用水量によって算出します(水道使用水量=下水排水量)、水道料金と併せて徴収します。

また、井戸水を使用するときは、下水道課に届け出が必要です。井戸水分の下水道使用料は、一般家庭で井戸水のみ使用の場合1人16m³(2カ月)を世帯の人数により認定します。水道と併せて使用の場合1人6m³(2カ月)を世帯の人数により認定し、水道分の下水排水量に加え使用料を算出します。この他、下水道課と協議の上、計測メーターを設置することもできます。詳しくは、下水道課までお問い合わせください。

一般家庭用 下水道使用料(2カ月につき)(税込)

16m ³ まで	基本料金	1,298円
16m ³ を超える60m ³ まで	1m ³ 当たり	115円
60m ³ を超える100m ³ まで	1m ³ 当たり	137円
100m ³ を超える200m ³ まで	1m ³ 当たり	148円
200m ³ を超える400m ³ まで	1m ³ 当たり	165円
400m ³ を超える1,000m ³ まで	1m ³ 当たり	176円
1,000m ³ を超える2,000m ³ まで	1m ³ 当たり	187円
2,000m ³ を超えるもの	1m ³ 当たり	198円

※実際の請求金額は、税抜きの合計金額に消費税率を乗じて算出しますので、差異が生じことがあります。

※上水道を使用されている方は水道料金も掛かります。水道料金については75ページをご参照ください。

排水設備の改造に関する貸付制度

下水道に接続する排水設備の改造工事については、一定の条件を満たすと最高50万円を限度とした貸付制度が利用できます。

ディスポーザ排水処理システムの取り扱い

市では、「ディスポーザ排水処理システム」を排水設備として設置し、公共下水道に接続する場合に、「行田市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱」に基づき、設置を認めています。詳しくは下水道課までお問い合わせください。

なお、直型ディスポーザの設置は認めていません。

排水設備工事の申し込み

市の指定する下水道排水設備指定工事店へ申し込んでください。手続きから施工まで一切のことを行います。

下水道排水設備指定工事店一覧

市内の下水道排水設備指定工事店は市ホームページからご確認ください。



浄化槽

環境課 ☎ 048-556-9530

浄化槽の設置は環境課へ届け出が必要です(建築基準法の規定に基づく手続きを行なう場合を除く)。また、管理者は、保守点検、清掃、法定検査などの維持管理が義務付けられています。

し尿

環境課 ☎ 048-556-9530

許可業者によるくみ取りを実施しています。新規にくみ取りを希望する場合や家族数の変更、取り消しなどは許可業者に連絡してください。

手数料は、行田市条例の定めにより次のとおりです。

区分	料金
普通便槽	1世帯につき月額470円 世帯員1人につき月額313円
特殊便槽(無臭トイレ)	1世帯につき月額470円 世帯員1人につき月額313円 1基につき月額261円
事務所などの便槽および簡易水洗便槽	1施設につき月額523円 36リットルにつき313円

※月2回以上のくみ取りは、36リットルを1本とし、1本当たり313円となります。

1か月の料金(計算例)

- ▶ 普通便槽で3人世帯の場合
470円+939円(313円×3人)=1,409円
- ▶ 特殊便槽で2人世帯の場合
470円+626円(313円×2人)+261円=1,357円
- ▶ 事務所や簡易水洗便槽の場合
523円+くみ取った量(本数*)×313円
※1本=36リットル

暮らし

日常生活全般

犬を飼うときは

健康づくり課 ☎ 048-553-0053

飼い犬は、生涯1回の登録と毎年1回狂犬病予防注射を受け、飼札と注射済票を首輪に付けておきましょう。集合狂犬病予防注射の日程は「市報ぎょうだ」などでお知らせします。犬の登録と注射済票の交付は健康づくり課で行ないます。放し飼いやふんの不始末など、他人の迷惑になるような飼い方をしないよう心掛けましょう。

犬・猫に関する相談

終生飼うことができるか、飼う前によく考えましょう。

- ▶ 犬の相談 埼玉県加須保健所 ☎ 0480-61-1216
- ▶ 猫の相談 埼玉県動物指導センター ☎ 048-536-2465

騒音

環境課 ☎ 048-556-9530

近隣の騒音によるトラブルや苦情相談が増えています。ピアノやステレオなどの楽器音、エアコンの室外機など一般家庭から生じる騒音は身近な問題ですので、お互いに気配りをしましょう。また、拡声器を利用した商業宣伝放送、深夜のカラオケなどは、経営者が付近の住民に迷惑を掛けないようにしましょう。

公害の苦情・相談

公害の苦情や公害を防止するための設備についての相談も受け付けます。

光化学スモッグ

弱い風が吹き、気温が高く日差しの強い日は、光化学スモッグが発生しやすくなります。光化学スモッグ警報が発令された場合、市では防災行政無線でお知らせしますので、屋外での激しい運動は避けましょう。

ダイオキシン

工場・事業所が排出するダイオキシンについては、厳しい規制が行われています。各家庭でも、ごみの分別や集積所への搬出を徹底していただき、ごみの焼却をしないようお願いします。

空き地の適正な管理

空き地は普段から適正な管理を行わない、雑草などが繁茂し生活環境の悪化を招きます。近隣住民の安全と生活環境を守るためにも、所有者(管理者)は責任を持った管理をお願いします。

市内循環バス

交通対策課

市では、高齢者や運転免許証を持たない方の交通手段の確保や、市内施設および観光施設利用者の利便性の向上を図るため、市内循環バスを運行しています。

運行日

年末年始(12月29日~1月3日)を除く毎日

運賃

1人1回100円…東循環・北東・北西
1人1回150円…観光拠点循環・西循環・南大通り線
(ただし、未就学児は申告により、障害者は障害者手帳の原本または障害者手帳アプリ「ミライロID」手帳面の提示により無料。また、障害者1人につき介助者1人は無料。75歳以上の方は市内循環バス無料乗車証またはデマンドタクシー利用登録証の提示により無料)

回数券

購入される方は、運転士にお声掛けください。
1,000円(50円券×22枚つづり)
3,000円(50円券×68枚つづり)
5,000円(50円券×118枚つづり)

乗継券

他の路線を乗り継いで目的地に向かう場合、乗継券(乗り継ぎは1回のみ)を発行しますので、必要な方は運賃をお支払いの際に運転士に申し付けください。100円のコースから150円のコースに乗り継ぐ場合は、乗り継いだバスを降りる際に差額の50円をお支払いください。